

## 農業用ため池の管理及び保全に関する法律／法律施行細則

### 農業用ため池の農業用水の供給機能を確保しつつ、決壊による被害を防止

農業用ため池	農業用水の供給の用に供される貯水施設であって、堤体及び取水設備により構成される施設 ただし、堤高 15m以上のダム(河川法第 44 条第 1 項に規定するダム及び貯水施設の構造に関する近代的な技術基準に基づいて設置され、かつ、土地改良法等に基づく施設管理規程が整備されているもの)は除く
管理者	農業用ため池について所有権以外の権原に基づき操作、維持、修繕その他の管理を行う者
特定農業用ため池	決壊による水害その他の災害により周辺の区域に被害を及ぼすおそれがある農業用ため池で県が指定したもの
防災工事	農業用ため池の決壊を防止するために施行する工事で、農業用ため池を廃止するために施行する工事を含ま

### 農業用ため池の届出(第 4 条) ※国又は地方公共団体が所有するものを除く

- ・農業用ため池の諸元(名称、所在地、所有者、管理者、堤高、堤頂長、総貯水量)  
「農業用ため池の届出書」(法律施行細則第 2 条)  
「農業用ため池の変更届出書」  
「農業用ため池の廃止届出書」

- ・農業用ため池のデータベースの整備

### 特定農業用ため池の行為の制限(第 8 条)

1. 特定農業用ため池の堤体の掘削、盛土、切土、竹木の植栽
2. 特定農業用ため池の水底の掘削
3. 特定農業用ため池の岸の形状の変更
4. 特定農業用ため池の取水設備又は洪水吐きの変更又は廃止

### 特定農業用ため池の防災工事計画の届出(第 9 条)

- 「特定農業用ため池の防災工事計画届出書」(法律施行細則第 2 条)  
→工事着手 30 日前までに県への届出が必要